

# 大規模災害時における 相互応援に関する協定書

綾川総合土地改良区  
大淀川右岸土地改良区  
大淀川左岸土地改良区  
都城盆地土地改良区  
西諸土地改良区  
一ツ瀬川土地改良区  
川南原土地改良区  
尾鈴土地改良区連合

# 大規模災害時における相互応援に関する協定書

綾川総合土地改良区、大淀川右岸土地改良区、大淀川左岸土地改良区、都城盆地土地改良区、西諸土地改良区、一ツ瀬川土地改良区、川南原土地改良区、尾鈴土地改良区連合（以下8土地改良区という。）は、災害時において、土地改良区単独では十分な応急措置等ができない場合に相互応援を行うことについて、次のとおり協定を締結する。

## （目的）

第1条 本協定は、8土地改良区間において地震、風水害その他の大規模災害（人命及び土地改良財産等に重大な被害を及ぼす事態）が発生、又は発生するおそれがあるとき（以下「大規模災害時」という。）、円滑かつ迅速な相互協力が行われることにより、被害の軽減と農業経営の安定を図る事を目的とする。

## （応援の内容）

第2条 本協定により行う応援の内容は次のとおりとする。

- (1) 応急措置及び復旧・復興等に必要な職員の派遣
- (2) 応急措置及び復旧・復興等に必要な物資、資機材の提供
- (3) 前各号に掲げるもののほか、特に要請があった事項

## （応援の要請）

第3条 大規模災害時に、応援を要請する土地改良区は、次に掲げる事項を明らかにし、文書により要請するものとする。ただし、緊急を要する場合は、電話等により応援を要請した後、速やかに文書を提出することができるものとする。

- (1) 被害の状況
- (2) 前条(1)に掲げる応援を要請した場合にあっては、職員の職種、人員及び従事内容
- (3) 前条(2)に掲げる応援を要請した場合にあっては、物資・資機材等の品名及び数量
- (4) 応援期間
- (5) 前各号に掲げるもののほか、必要な事項

## （自主的な応援）

第4条 大規模災害時において緊急に応援することが必要であると判断したときは、自主的に応援を行うことができるものとし、応援を開始した場合には、応援の内容等を相手方に速やかに報告するものとする。

## （連絡体制）

第5条 本協定は、あらかじめ相互応援のため連絡体制を定め、災害が発生した場合には速やかに必要な情報を相互に連絡するものとする。

## （費用負担）

第6条 応援に要した費用は、原則として応援を要請した土地改良区の負担とする。ただし、第4条の規定に基づく応援に要した費用の負担は、当該土地改良区で協議のうえ決定するものとする。

## （協議等）

第7条 本協定に定めのない事項及びこの協定の実施に関し必要な事項については、8土地改良区がその都度協議のうえ定めるものとする。

(施行期日)

第8条 本協定は締結の日から施行する。

(協定期間)

第9条 本協定の有効期限は、締結の日から当該年度の3月31日までとする。  
また、期間満了の日から3ヶ月前までに、8土地改良区から変更又は解除の申し出がないときは、更に1年間本協定を継続するものとし、その後も同様とする。

この協定の締結を証するため、本協定書9通を作成し、記名押印のうえ、それぞれ1通を保有するものとする。

平成30年2月23日

宮崎県東諸県郡国富町大字本庄4053-1  
綾川総合土地改良区

理事長 日高 強

宮崎県宮崎市田野町甲9003-55  
大淀川右岸土地改良区

理事長 丸目 賢一

宮崎県宮崎市高岡町高浜836-3  
大淀川左岸土地改良区

理事長 徳地 豊

宮崎県都城市都北町5225-5  
都城盆地土地改良区

理事長 島田 孝一

宮崎県小林市東方134-15  
西諸土地改良区

理事長 井手 敦巳

宮崎県西都市大字茶臼原107番地1  
一ツ瀬川土地改良区

理事長 児玉 忠

宮崎県児湯郡川南町大字川南13679-12  
川南原土地改良区

理事長 森 信幸

宮崎県児湯郡川南町大字川南13679-12  
尾鈴土地改良区連合

理事長 金川 忠司

立会人 宮崎県農政水産部農村計画課

課長 山下 恭史

